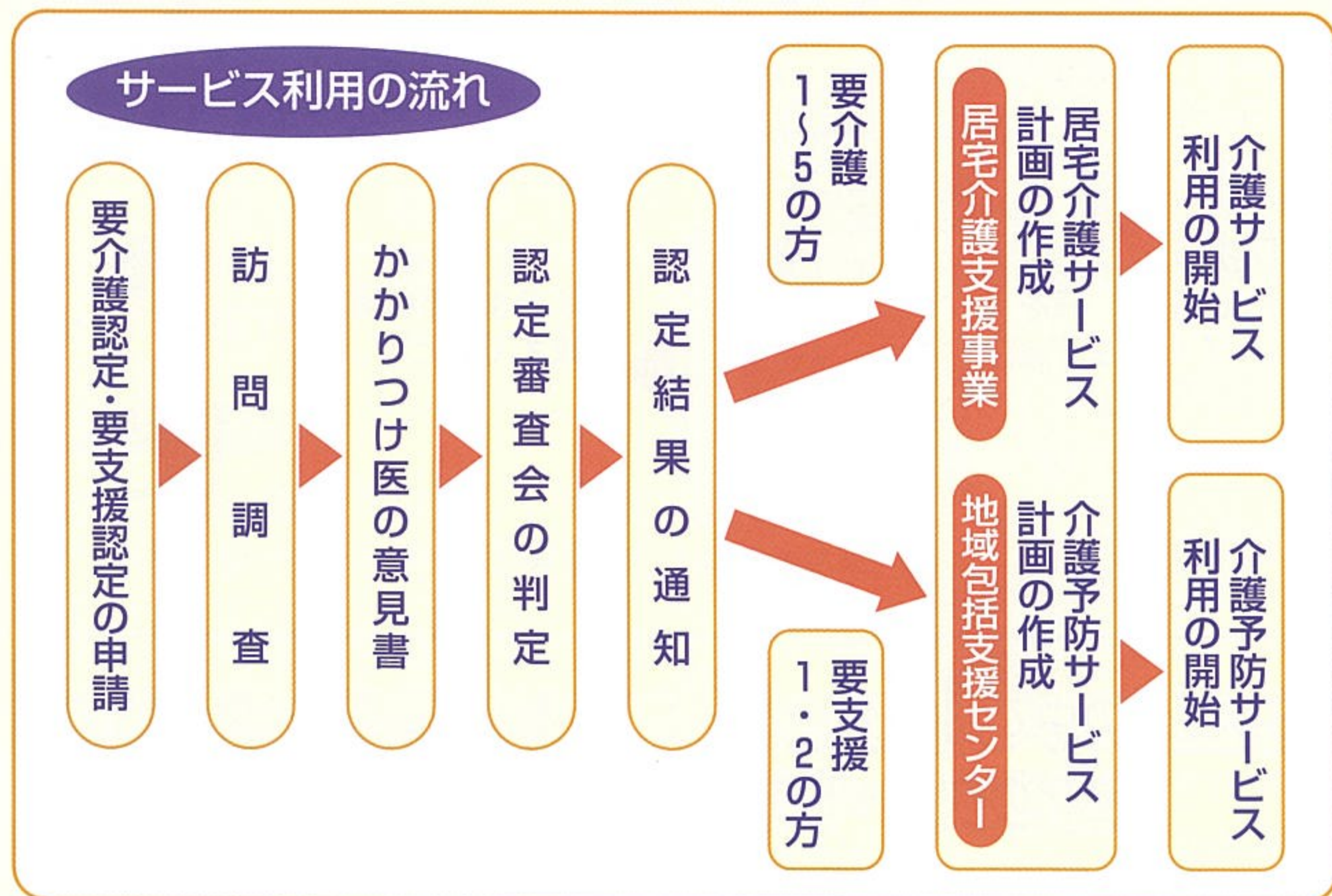


14. 要介護認定の申請手続き

介護サービスを利用するときは、小野市からの「認定」が必要になります。



要介護認定の申請方法

申請は、本人のほか家族でもできます。申請時には、**介護保険の保険証・印鑑**が必要となります。(40～64歳の方は健康保険証が必要です。)

初めての申請（新規申請）・介護相談の窓口

| 新規申請先 | 電話番号 | |
|---------------|--------------|--------------|
| 小野市役所 介護保険窓口 | 0794-63-1509 | |
| 小野市地域包括支援センター | 0794-63-2174 | |
| 在宅介護支援センター | 粟生逢花苑 | 0794-65-2800 |
| | 社会福祉協議会 | 0794-64-2861 |
| | 青山荘 | 0794-66-7305 |
| | ふたばの里 | 0794-70-0203 |

認定調査（訪問調査）

市職員や介護保険施設、指定居宅介護支援事業者に属する介護支援専門員（ケアマネージャー）が、面接により認定調査をします。

ご本人とご家族の都合のよい日をあらかじめお伺いして訪問します。

施設や病院にいらっしゃる方には、そこへ調査員が出向きます。



【認定調査を受ける時のポイント！】

- 日ごろの状態をよく知っている方が立会いをしましょう。
- 具体的にどれぐらいの介助が必要か、その頻度と内容を伝えましょう。
- もの忘れなど本人の前で言いにくいことは、後で調査員に伝えるようにしましょう。

要介護認定審査会の実施

主治医意見書と訪問調査の結果をもとに、保健・医療・福祉の専門家で組織された介護認定審査会において、審査・判定がなされます。

審査会では、**ご本人の名前は伏せて審議**されます。

身近な相談窓口「在宅介護支援センター」

「介護サービスを受けるにはどうすればいいか」「介護の方法がわからない」「どこに受診したらいいのかわからない」など生活や介護の問題で困ったときは、在宅介護支援センターを利用してください。

電話をいただくと、自宅へ訪問。サービスの内容などを説明するほか、介護保険の申請代行も行います。

在宅介護支援センターについてはP23をご参照ください。

